

平成24年度資金管理業務に関する事業計画書(案)
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成24年度資金管理業務に関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、平成17年1月1日の制度本格施行時の既販車のうち継続検査等を受けることなく使用済自動車となるものについては引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行う。

平成24年度は、新車登録・検査時預託483万台分528億円、引取時預託18万台分10億円(東日本大震災による番号不明被災自動車1.4万台分1.4億円を含む)のリサイクル料金の收受が見込まれる。

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

平成24年度末における保有債券残高は8,579億円が見込まれる。このうち、平成24年度の新規債券取得額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む)は977億円が見込まれる。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)、及び情報管理センター(本財団情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行う。

平成24年度は、シュレッダーダスト342万台分211億円、エアバッグ類215万台分47億円、フロン類280万台分58億円、情報管理料金345万台分6億円が見込まれる。

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当

該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金を返還する。

平成24年度は、96万台分109億円が見込まれる。

5. 特定再資源化預託金等の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特定再資源化預託金等の出えん等を行う。

(1) 情報システムの改善策の実施に係る性能対策に要する費用として、資金管理法人(本財団資金管理センター)において7.3億円を充て、及び情報管理センター(本財団情報管理部)に対して4.7億円の出えんを行う。

(2) 離島対策等支援事業の実施に要する費用として、指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)に対して1.1億円の出えんを行う。

(3) 東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用(平成24年2月及び3月発生分を含む)として、資金管理法人において1.9億円を充て、指定再資源化機関に対して4百万円の出えんを行う。

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の收受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼動のための万全な運営・管理を行う。

7. 理解普及活動の実施

主に自動車所有者・ユーザーに対して、自動車のリサイクル状況・自動車リサイクル料金の使われ方及び自動車リサイクルと自動車所有者・ユーザーとの関わり方等の理解を一層深めていただくため、理解普及活動を実施する。

8. 東日本大震災による番号不明被災自動車対応

東日本大震災による番号不明被災自動車について、資金管理料金を原資として再資源化預託金等の預託業務を行う。平成24年度は1.4万台の発生が見込まれる。

9. 情報システム改善策の実施

平成22年6月開催の第36回資金管理業務諮問委員会で審議・承認された情報システムの改善策の実施に係る性能対策及びメンテナンス対応策を実施する。

以上